

日本社会福祉士会及び外部の研修・会議参加の経費補助のガイドライン

このガイドラインは、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）会員が、日本社会福祉士会（以下「日本社士会」という。）や外部の団体が開催する、本会事業に関係した研修会及び会議に参加する場合に関して、本会の経費補助の基準を定めるものとする。

要 項	補助の有無
日本社士会や外部からの派遣依頼で、日本社士会や外部から会費・交通費等の補助（受講料無料も含む）があるもの。	本会の補助なし
日本社士会や外部から派遣依頼はあるが、補助は十分でなく全額あるいは一部負担を必要とするもの。また、本会が派遣の増員を必要と決定したもの。	本人負担分を全額補助（受講費＋交通費＋宿泊費 懇親会費は含まない）
日本社士会や外部から派遣依頼はなく、本会が受講や参加を調整する（推薦を含む）もの。	本会が受講や参加を必要と決定したものは全額補助（受講費＋交通費＋宿泊費 懇親会費は含まない）
日本社士会や外部からの派遣依頼はなく、本会が調整していないもの。	本会の補助なし

なお、会員が欠席や遅刻等でその目的を達成できなかった時には補助しない。
ただし、忌引きなど相応の事情がある場合は会長の判断で経費の全額あるいは一部を支給する。

付 則

このガイドラインの改廃は、理事会の承認を経なければならない。
このガイドラインは、２０１３年１１月１６日から施行する。